

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

ここで、前回の委員会における質疑に関わり、駒木委員から発言の申出があったので、発言を許可することといたします。

○駒木委員 7月24日開催の子育て文教常任委員会における「市民団体が運営するウェブサイトへの「いじめの重大事態に係る調査報告書」とされる文書の掲載について」の報告に対し、「今回掲載された文書の特定や流出については誤字脱字があり、再調査委員会の文書ではないのではないのでしょうか。」と発言いたしましたが、正しくは、「再調査委員会」ではなく「いじめ防止等対策委員会」ですので、おわびの上、訂正をさせていただきます。

○高花委員長 ただいま発言訂正の申出がありましたが、当該記録については既に調製済みでありますので、御承知おきます。

1、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1) 令和6年度のいじめの認知件数について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 令和6年度のいじめの認知件数について、御報告いたします。

令和6年7月末現在、学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校で2千647件、中学校で467件、合わせて3千114件であり、前年度同月比の約1.4倍となっております。前年度から増加している要因については、各学校においていじめの疑いを含め、教職員が事案を把握した場合には直ちに学校いじめ対策組織で情報を共有し、法に基づく組織的な対応が徹底されてきていることの現れと考えており、今後もいじめ見逃しゼロに向けた積極的かつ幅広い認知に向けた支援等を推進してまいります。なお、認知件数については、ホームページにおいて公表をいたします。

また、令和5年度のいじめの解消件数については、認知した6千147件のうち、令和6年7月末現在、5千222件となっております。引き続き、事案の解消に向け状況を踏まえつつ、いじめを受けた児童生徒等への丁寧かつ継続的な支援やいじめを行った児童生徒等への指導などを行ってまいります。

報告については以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) 社会教育部関係団体における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○佐藤社会教育部長 社会教育関係団体における過年度分の納税につきまして、御報告申し上げます。

このたび、本市が負担金を支出し、事務局を担う旭川市20歳を祝うつどい実行委員会及び大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会、構成員として参加しております旭川ミュージックウィーク実行委員会におきまして、本年8月7日までに過年度における法人税等を納付いたしました。

納付に至った経過でございますが、令和5年11月に本市の一部外郭団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、それぞれの実行委員会等が税務署と協議した結果、法人税等の課税対象事業者であると判断されたため、過去5年分を申告し、納付したものでございます。

納付税額につきましては、最初に、旭川市20歳を祝うつどい実行委員会におきましては、過去5年分の合計で43万1千100円となっており、その内訳は、法人税が600円、法人道民税及び法人事業税が延滞金を含め10万5千800円、法人市民税が延滞金を含め32万4千700円となっております。次に、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会においては、課税対象と判断された過去4年分の合計で33万5千300円となっており、その内訳は、法人税が3千900円、法人道民税及び法人事業税が延滞金を含め8万2千400円、法人市民税が延滞金を含め24万9千円となっております。次に、旭川ミュージックウィーク実行委員会におきましては、事業開始が令和4年度からのため、令和4年度分として7万4千600円となっており、その内訳は、法人道民税が1万8千300円、法人市民税が延滞金を含め5万6千300円となっております。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因であり、団体内におきまして周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、（3）「旭川市民文化会館整備基本計画」策定に係る建設予定地について、理事者から報告願います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新たな文化ホールの整備につきましては、旭川市民文化会館整備基本計画の策定に向け検討を進めているところですが、このたび建設予定地を旧総合庁舎跡地に定め、さらなる検討を進めることについて報告いたします。

基本計画につきましては、昨年度に策定しました基本構想に基づき、今年度より検討会などの意見を伺いながら策定に向けて進めておりますが、都市計画上の要件のほか、利用者や搬入車両の動線の確保など、現場状況の具体的な条件を確認しながら詳細に検討を進める必要があるため、この段階において建設予定地を設定するものでございます。

建設に関わるこれまでの検討経過でありますけれども、昨年度の基本構想策定の段階では、建設場所に求められる要素について検討会で議論を行いました。今年度の基本計画策定の検討会では、具体的な候補地を選出し、2回の議論を経て、建設地は旧総合庁舎跡地が妥当であるとの意見を受けたところでございます。人口減少や少子高齢化を踏まえたコンパクトなまちづくりを目指す本市の立地適正化計画では、大規模ホール施設は中心市街地の都市機能誘導区域に整備することとなっております。そのため、検討会では都市機能誘導区域を対象としまして、現在、建物が建っていない敷地と都市公園を含めた市が管理する敷地のうち、使用していない建物が立地する敷地も含めた中から大ホールなどの一定規模の施設整備が可能となる広い敷地を候補地としまして、7か所を選出いたしました。その7か所の候補地について、様々な視点から比較検討を行いました。議論のポ

イントを幾つか申し上げますと、ハザードマップなどから大雨のときに浸水する可能性など敷地の安全性の視点や、利用者と資機材を搬入する大型トラックの出入りが混在しないような安全で搬出入にも支障がない施設利用の視点、また、駐車場の確保や公共交通の利便性などアクセス性の視点、さらには、中心市街地の企業など新たな施設利用から波及する効果の視点や、多くの人が集まることによる周辺環境への影響といった視点など、合わせて18の視点からそれぞれ比較検討を行いまして、視点ごとの評価結果について総合的に判断し、旧総合庁舎跡地が妥当であるとの意見を検討会より受けたところでございます。

なお、市民文化会館を利用されている合わせて17の団体へも説明しまして、また、先月開催されました教育委員会会議と社会教育委員会会議にも報告しまして、検討会の考えについて御理解いただきました。

建設予定地の決定に当たっては、8月2日の教育長決裁にて旧総合庁舎跡地とすることとしまして、引き続き、基本計画策定の検討を進めることといたしました。

今後は、建設予定地の状況に適した利便性のよい施設となるよう検討会や利用者などの意見を聞きながら、具体的な施設計画、また、規模などの検討に入る予定でございますので、その進捗などに応じて状況を報告させていただきます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○江川委員 すみません。今の説明の中で何点か確認をしていきたいと思います。

まず説明の中で、17の団体、それから教育委員会会議等々の部分できちっと諮って、そして8月2日に教育長決裁を得て、今、予定地としてこの場所を報告したということで大丈夫ですね。その中で、例えばこの2回にわたっての検討会の資料、実際ホームページで全て、何を資料として提出して、どういう議論が行われたかというのがかなり詳細に、しかも比較的率直に読めるというような状況の中で、会議録を興味深く読ませていただきました。特に1回目の会議録を拝見すると、大変多くの様々な意見が、特に市から提供された説明であったりとか資料に対してあって、さらにそこを精査した上で2回目に議論が行われているっていうところで、政策決定の中でやはり市民の意見がどういうふうに反映されていくのかというのが大変分かりやすいなあとと思った次第です。比較的大変だったんだっていうことは、この2回の会議においてっていうところである以上に変だったろうなというところはお疲れさまでしたとまず申し上げたいところでしたが、一方で、やはりその情報提供の部分に対していうと、市役所側の意図があるのではないですかっていうような声が1回目のところで相次いでいるので、ここで改めて確認をしたいのが、この検討経過の中でどういった意見が出されたのかということを変更して伺いたいと思います。

○熊澤社会教育部主幹 建設予定地検討に係る検討会の議論では、例えば、札幌市のコンサートホールのキタラが市内中心部の公園内にありますが、自然が豊かで静かな場所で良好な環境となっている公園内に整備してはどうかなど意見もありました。そのため、都市誘導区域内の一定の広さがある都市公園を候補地として、敷地の安全性やアクセスなど様々な視点から候補地を比較し、それぞれの公園の設置に至った経緯や目的、利用されている現状なども踏まえ、検討を行ったところで、その中で、公園内での整備は課題があるとの認識が共有されました。

このような議論を踏まえて、旧総合庁舎跡が妥当であると検討会の方針が示されたところであり

ます。

○江川委員 いろいろなところでですね、この立地適正化計画というまちづくりの中の計画の部分で、ここについていうようなことで幾つか候補地が挙げられて、先ほどおっしゃったように18の視点からみんなで検討をしたよって、そして今回予定地になったよという中で、一番最初の時点ではやはりそのアクセスというようなことがあったのかなあというふうな答弁だったと思います。あくまで旧総合庁舎跡が妥当であるというふうに検討会の方針が示されて、今後次の議論に移っていくためにもここは何とか予定という形でも場所がある程度目途が立たないとどうしても次の議論に進めないということがあって、ここを一番最初にしたんだっていうその点は分かりました。

様々な議論の中で、文化ホールとして最低限必要な面積が収まる敷地ですとか、あとニュートラルな表現っていうような言葉とか、本当に議事録には繰り返し何度もその言葉が出てきています。1回目が5月28日で、6月議会の前でしたね。そして、2回目が7月16日ということになっていて、今回、建設予定地っていうようなところが気になるのは、7月の時点では、隣の土地の部分が裁判申立てというか裁判が行われている最中なんだっていうところのいろんな情報提供がどうなっているのかなっていうところなんかも気になるわけですね。恣意的に受け取られないように本当に慎重な表現がなされた2回目の資料だなというふうに拝見しました。本当にフラットにすごい細かく、一覧表で見るには虫眼鏡で見たぐらい小さく細かい比較がなされているっていうところですね。

この現在の旧庁舎の裁判等に関しては、担当課としてはどういうふうに受け止めて、そして今回この建設予定地っていうふうな形になったことに対して説明をしていくつもりなのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○熊澤社会教育部主幹 旧総合庁舎の解体につきましては、保存を求める方々から解体の差し止めを求める訴訟が提起され、現在継続中となっておりますが、訴訟が提起された時点において裁判所から差し止め命令等がなされていないため解体工事は予定どおりに進めていくと、市長部局から聞いております。そのため、検討会におきましても、この考えを示した上で、旧総合庁舎跡地も候補地の一つとして議論を行ったところであります。今後、解体に影響を及ぼすような事態が発生した場合には、その状況に応じた適正な対応を取りながら基本計画の策定を進めていく考えです。

○江川委員 この点の部分でいくと、本当にこの検討会においてこの考えを示したけれども、あくまでも候補地の一つとして出して、今回建設予定地、まだ予定の状態なんですね。ただ、先ほど確認を冒頭で申し上げたように、この後の基本計画をみんなで議論していく上で、場所がどこになるかっていうのが一番やっぱりイメージとしても、その先の部分に進むにしても大きなことだから、今のこの現時点で建設予定地に上がっているわけです。

今年の第1回定例会でも様々な議員さんが会派の代表質問で、まちづくりの大きなところですので、このことに関して出されている部分もあったりしましたので、その時点から考えて少し早いなど。そして、先ほど伺ったようにいろんな議論があって、よく2回でここまでの多くの議論がなされてまとまったなっていうような、その部分は思うところなんですけれども、このまま行くのか、あるいは今後解体に影響を及ぼすような事態が発生したときにどうなるんだろうかっていうちょっとその部分が不安要素なんじゃないかなっていう点は一点あります。なので、やはりこれまでもそうだと思うんですけども、丁寧な説明といろんな人たちの議論の中で納得をしながら進めていく

というのがこういった施設の大きなところ、特に文化ホールなので、文化団体の皆様なので、その対話というか話し合いというかそういったところが重要だよねっていうのをこれまでも私何度か伝えてきたところなので、それを継続しつつ、きちとした情報提供も踏まえて、今回は本当に細かい、よく皆さん見たなっていうぐらい細かいものが出されて一個一個ちゃんと検討されているっていう経過が分かりますからまだあれなんですけれども、それをぜひ続けていただきたいなっていうところがこの一点であります。

やはりこの議事録なんかを見ていくと、まちづくりっていう大きな視点の中で、この建設予定地が考えられたんだなっていうことがうかがい知れるわけです。先ほどの部長の説明の中にもありましたが、トラックの搬入とか、これ8トン、12トンですよ、あと都市計画、それからどういうふうにこのホールにお客さんが来て、市民が来て、集ってやっていくかっていうところで本当にまちづくりとして、この旭川市として、この旭川市の今後の文化をどうしていくのかっていうようなところの視点も踏まえてやっているわけです。その中で、駐車場っていう言葉も繰り返し出されていて、この近辺においては公共交通での利用促進っていうようなところがなされているとそこを説明もしているので、そこが重要だっていうようなところも出されているのかなっていうところでした。

一方で、これちょっとあれなんですけど、公共交通でいうと、この市役所前、いわゆるこの近くの実車場が始発になるバスがいくつかあるんですね。そのバスの始発時の一時停車で毎回大体数分、1～2分停めるっていうところでも、この近隣の方たちからの苦情が本当に入って、警察が来たりとか、そういったこともすごい多いんだっていう話も聞いているわけです。ここになると、本当にその点はクリアされるのかっていうところがすごく不安になるというか、知りたいなという点なんですけど、例えば、搬入とか、そういった交通の利便性に関しては今後どういうふうに考えていくのかなっていうこと、それから、まちづくりに関してのことなので、その部分の考え方を市としてどう示しているのかっていうこと、その点を伺いたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 交通に関わりましては、検討会では利用者の利便向上のために実車場、民間のほかにも市が管理する実車場の確保の視点ですとか、公共交通でバス、JR駅とのアクセス性の視点、また、今指摘いただきましたとおりイベント開催時には大きなトレーラーなんかっていうのも2～3台入ってきますので、大型車両がその敷地に入ることができるような幅のある道路が必要だということで、そういったことも踏まえながら18の視点で先ほど申し上げたとおり比較検討を行ったというところでございます。

委員から御指摘のありました敷地内での搬入車のスペースなどの確保については、今後、基本計画をこれからも策定し続けていきますし、その次の基本設計というような過程において、他都市もいろいろ整備しておりますのでそういった事例も参考としながら、中心市街地におけるまちづくりの視点ということもいただきましたのでそういったことを踏まえながら、関係します部局と連携しながら考えていきたいと思っております。

○江川委員 今、答弁いただきましたように搬入車両のスペース確保っていう言葉がありました。まちづくりの視点という言葉もあったので、改めて一応一言だけ伝えておきたいなと思ったのが、特に札幌のヒタルさんなんかだと地下に搬入口があったりっていうようなことで、長時間目に見える形で搬入車両であったり、公共交通の部分、特に送迎のバスとかですね、中学生とかの部活動ですごくいっぱい貸切りバスが並んでいる姿も見たりしますので、そういったところの配慮っていう

のも一つ必要なのかなってという点が一点。

それから、プロなので皆さん曲がれると思うんですけども、どこから搬入するのかっていうふうに考えたときに、3つの方向っていうことがこの18の視点の中にもありましたけど、素人目に見るとその面がそこまで幅が広いんですかっていうふうに思ったんですね。ただ、伺ったところ、それはプロだから曲がれるってはっきりおっしゃられたので、全然曲がれるんだそうです。ただ、出るときの車幅の部分っていうのがちょっとどうなんだろうかっていうような話も聞いているので、その辺はやっぱりちゃんとそういった業者さんも含めての視点を入れて、このあたりは整備という考え方をしていってほしいなっていう点を指摘いたしまして、私の質疑は終わりたいと思います。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後1時25分